

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

令和元年八月三十日

埼玉県川越建築安全センター所長 松 井 直 行

第三号	指定番号
建築基準法 第四十二条 第一項第四号	指定に係る 道路の種類
令和元年八月二十日	指定の年月日
飯能市大字岩沢字上野六百四十八の先、六百四十八の先 飯能市大字笠縫字新堀二百四十三―四の一部、二百四十三―四の先	指定に係る道路の位置
二十・五	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
五・〇	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)